

令和5年度例規マネジメント見直し結果

No.	区分	例規名	制定年月日	所管部署	「大府市条例等整備指針」に基づく規定形式の適切性の確認	「例規マネジメント体制の構築」に基づく適時性の確認	対応区分	対応方針
1	条例	大府市選挙公報の発行に関する条例	昭和53年12月22日 大府市条例第37号	選挙管理委員会	公職選挙法第172条の2の規定に基づき、議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行について条例で定める必要があるため、適切である。	選挙公報を発行するために必要な事項については公職選挙法第167条から第171条の規定に準じて定められており、他市と比較しても、概ね同様の内容となっており、実務に沿った内容になっているため適切である。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
2	条例	大府市国民保護対策本部及び大府市緊急対処事態対策本部条例	平成18年3月28日 大府市条例第4号	危機管理課	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第27条第1項に基づき設置される会議体について、同法第31条による委任に基づき、必要な規定を条例で定めるものであり、規定形式は適切である。	規定内容に過不足はなく、準則とほぼ同様の内容となっている。武力攻撃やテロなどの有事の際の組織についての条例であり、そうした有事についての専門的知見のない地方自治体が、独自に規定するような内容は想定できない。したがって、現状、準則の内容以上の規定は必要ないものと思われる。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
3	条例	大府市国民保護協議会条例	平成18年3月28日 大府市条例第5号	危機管理課	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条第1項に基づき設置される会議体について、同法第40条第8項による委任に基づき、必要な規定を条例で定めるものであり、規定形式は適切である。	準則には、専門委員、幹事、部会といった規定があるが、本市では規定されていない。対策本部と異なり、こちらは平時の会議体であり、現状は関係者との情報共有・連絡の場となっており、幹事や部会などの必要性を感じる実態はない。また、専門委員についても、法律上設置可能であり、規定がなくとも支障はない。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
4	条例	大府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例	昭和45年9月1日 大府市条例第87号	消防総務課	条例等整備指針に定める条例事項に該当する事項はないが、対象者(又は遺族)に具体的な金銭債権の受給権が生じるため、条例で定めることが適切である。	消防表彰規程(消防庁告示)に準じた内容となっており、独自に金額の上乗せを行っている自治体もみられるが、規定内容は適切である。ただし、「障害者賞じゅつ金」の「害」の表記は、運用指針に「今後国、県の動向や表記変更の定着状況を見ながら、必要に応じて実施する。」とあり、他の改正があった場合に対応することとする。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
5	条例	政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例	平成7年12月22日 大府市条例第32号	秘書人事課	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき、条例で定める必要があるため、規定方式は適切である。	市長の資産等を公開する措置を講ずること等により、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資することを目的とするものである。条例で規定する内容は適切なものであり、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律や他市の条例ともほぼ同じものとなっている。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
6	条例	大府市特別職報酬等審議会条例	昭和45年9月1日 大府市条例第25号	秘書人事課	国からの通知(「特別職の報酬等について」昭和39年5月28日自治給第208号自治事務次官通知)により、長の附属機関としての設置を求められている。附属機関は、法令・条例で設置する必要があるが(地方自治法第202条の3第1項)、法令に規定はないため、条例による規定が必須となる。	規定内容は、ほぼ国が示す準則どおりである。ただし、表決数に関する規定がない。答申を出しているため、何らかの議決は行われているはずであるが、準則にも規定がない。	要検討	規則を制定して、表決数の規定を定める。
7	条例	大府市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例	平成4年12月24日 大府市条例第35号	協働推進課	認可地縁団体印鑑だけでなく、個人の印鑑の登録及び証明事務についても、直接的な法的根拠がないが、登記手続等において重要な役割を担っており、条例で定められている個人の印鑑登録事務と同様に条例で定めることが適当である。	自治省から「認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領」に準拠して条例等を整備することとされており、当該要領及び他市と同内容となっている。また、本市の個人の印鑑登録条例とも準拠した内容となっており、記載内容は適切である。なお、本市の認可地縁団体は近崎自治会・北尾自治会・吉田台自治会の3団体であり、その全てが印鑑登録を行っている。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
8	規則	大府市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則	平成4年12月24日 大府市規則第56号	協働推進課	条例に基づく手続等を定めるものであり、条例等整備指針における「規則として定めるべき事項」に該当する。	上記の「認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領」及び他市と同内容となっている。また、本市の個人の印鑑登録条例施行規則とも準拠した内容となっており、記載内容は適切である。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
9	選挙管理委員会規程	政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程	昭和50年10月11日 大府市選挙管理委員会告示第55号	選挙管理委員会	公職選挙法第143条第17項において、立札及び看板の類については「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところの表示をしたものでなければならない。」とされているため、規程で定めることが適切である。	政治活動のための立札及び看板の表示に係る申請等について定めており、他市と比較しても、概ね同様の内容となっているため適切である。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。